

## 新型コロナウイルスワクチン接種

# 追加接種・小児接種を実施しています

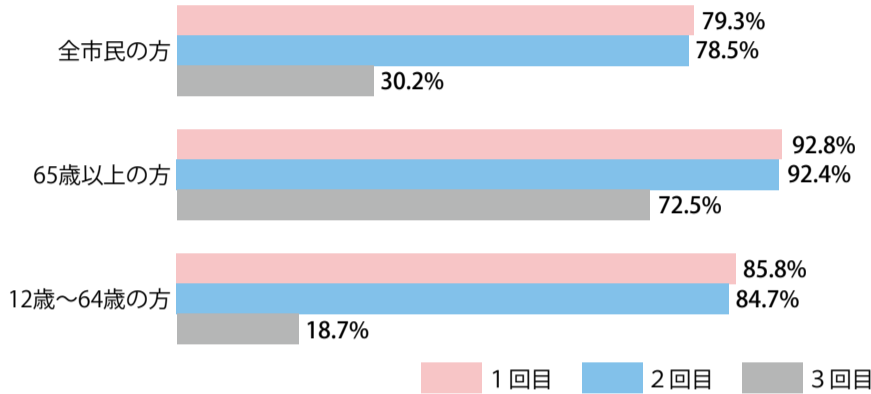
新型コロナウイルスワクチンの接種対象・接種方法等は、以下のとおりです。

### [ 接種対象・接種方法等 ]

対象年齢	接種回数	接種方法
5歳～11歳	1回目・2回目	集団接種・個別接種
12歳～17歳		
18歳以上	1～3回目	個別接種

### [ 立川市の接種状況 ]

3月15日時点の立川市の接種率は、**下グラフ**のとおりです。



接種率はワクチン接種記録システム(VRS)の速報値です。

### [ 5歳～11歳の方の接種 ]

下記の方法で予約の上、次のいずれかの会場で接種してください。保護者の同意と同伴が必要です。

#### ●集団接種

場所	日程	時間
立川市役所	3月27日、 4月3日・24日の日曜日	午前9時～午後4時 (正午～午後1時を除く)
	3月26日、4月16日の土曜日	午後2時～5時

会場ではお子さんの一時預かりを行います(生後6か月程度～未就学児)。

#### ●個別接種

- たはらほほえみクリニック
- ナビタスクリニック立川
- 江守皮膚科クリニック
- 若葉こどもクリニック
- 砂川医院
- こども支援総合クリニックもりかわよしゆき小児科
- 立川相互病院付属子ども診療所
- むさしのアレルギー呼吸器クリニック
- さいわいこどもクリニック
- まつなかクリニック

医療機関により、接種可能年齢が限定される場合があります。

#### ●接種日の持ち物

接種券・予診票、接種済証、本人と保護者の本人確認書類(マイナンバーカード、健康保険証等)、母子健康手帳

### 接種の予約、お問い合わせ

立川市新型コロナウイルスワクチン接種予約センター〔コールセンター〕 ☎0120(741)567

〔土曜・日曜日、祝日を含む、午前8時30分～午後5時30分〕

### インターネットを利用できる方は

#### ●接種の予約 立川市接種予約受付システム

<https://v-yoyaku.jp/132021-tachikawa>

〔土曜・日曜日、祝日を含む、24時間〕

#### ●ワクチン接種の最新情報 立川市ホームページ

立川市のワクチン接種の最新情報を掲載しています。

**土地・家屋の固定資産税・都市計画税に関する価格等の縦覧、課税台帳の閲覧**

●土地価格等縦覧帳簿と家屋価格等縦覧帳簿の縦覧 ▼対象者  
 Ⅱ納税義務者(借地・借家人は縦覧できませんが、借地・借家物件の固定資産課税台帳を閲覧できます) ▼縦覧日時 Ⅱ4月1日(金)～5月31日(火)、午前8時30分～午後5時(土曜・日曜日、祝日を除く) ▼縦覧場所 Ⅱ課税課土地係・家屋係(市役所1階38番窓口) ▼縦覧に必要なもの Ⅱ本人確認書類(代理人の方は委任状も必要です)

●固定資産課税(補充)台帳(名寄帳)の閲覧 5月に発送予定

の課税明細書と同じ内容です ▼対象者 Ⅱ納税義務者、借地・借家人 ▼縦覧日時 Ⅱ4月1日(金)から通年、午前8時30分～午後5時(土曜・日曜日、祝日を除く) ▼縦覧場所 Ⅱ課税課土地係・家屋係(市役所1階38番窓口) ▼閲覧に必要なもの Ⅱ本人確認書類(代理人の方は委任状も必要です。借地・借家人の方は賃貸借契約書の写しが必要で)

●課税明細書、納税通知書を発送 課税明細書と納税通知書を5月2日(月)に発送します。住民情報システムの三市共同利用により、様式と課税明細書の発送時期(これまで4月)が変わります。

●審査申出 令和4年度固定資産課税台帳に登録された土地・家屋の新たな価格に不服がある方は、4月1日から納税通知書の交付を受けた日後3か月以内に、立川市固定資産評価審査委員会に審査の申し出をすることができます。なお、令和4年度に限り、令和3年度に講じられた価格が上昇した土地であっても、税額を据え置く特別な措置の適用対象となった土地に係る令和3年度の価格について、4月1日から令和3年度の納税通知書の交付を受けた日後15か月を経過する日まで、審査の申し出をすることができます。

●課税課土地係・内線1224

## 心身に障害がある方へ タクシー、リフトタクシー、ガソリン共通助成券を交付

障害福祉課・内線1519

市は、心身に障害がある方を対象に、タクシー、リフトタクシー、ガソリンにかかる費用の一部を助成しています。この助成券の令和4年度分〔4月～令和5年3月分〕を次のとおり交付します。支給は、申請月から対象となります。また、来所することが困難な方の申請は、郵送でも受け付けます。くわしくはお問い合わせください。

●対象 身体障害者手帳1級・2級・3級の方(3級は、下肢・体幹・内部障害のいずれかが単独の障害で3級である方が対象)と愛の手帳1度・2度の方。ただし、次に該当する方は除きます ▶世帯の令和3年度市民税所得割額が一番高い方の額が一定以上である(下表) ▶介護保険施設または障害者(児)入所施設などに入所している ▶病院などに入院している ▶市外のグルー

プホームに入所している

●助成額 下表のとおり。なお、令和4年度から、助成券は500円券と100円券に変更します。

●交付に必要なもの 身体障害者手帳か愛の手帳(コピー不可)、印鑑(自署可)。令和3年1月2日以降に転入した方は、前住所地での令和3年度の住民税所得割額が分かる書類も必要です(令和2年1月～12月の収入などを基準とします)。代理人の方の場合は、手帳の原本、代理人の身分証明書と印鑑(自署可)が必要です。

●交付日時・場所 いずれも午前8時30分～午後5時 ▶4月1日(金)～8日(金)〔4月2日(土)を除く〕=市役所1階101会議室 ▶4月11日(月)以降〔土曜・日曜日、祝日を除く〕=障害福祉課(市役所1階1番窓口)

	世帯の令和3年度市民税所得割額が一番高い方の額	助成額(1か月当たり)
身体障害者手帳 1級・2級の方 愛の手帳 1度・2度の方	100,600円以下	3,500円
	100,700円～268,200円	2,000円
身体障害者手帳 3級(下肢・体幹・内部障害)の方	268,300円以上	対象外
	36,100円以下	3,500円
	36,200円以上	対象外